

外国 PEPs でないことの確約に関する同意書

ロンナル・フォレックス株式会社御中

私は、貴社の店頭外国為替証拠金取引口座を開設するにあたり、私が下記に記載された「外国 PEPs」に該当しないことを確約いたします。また、私は、当該口座開設後に自身が外国 PEPs に該当することとなった場合、または該当するおそれが生じた場合には、貴社に対して直ちに当該事項を報告いたします。

もし本確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または事後に自身が外国 PEPs に該当することになった場合には、私は、貴社が、取引口座における取引の制限、または取引口座の閉鎖を行うことについて、異議なく承諾いたします。

【PEPs について】

PEPs とは、Politically Exposed Persons (重要な公的地位を有する者) を指し、外国 PEPs とは、外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人を指します。2016 年 10 月施行の犯罪収益移転防止法改正にともない、外国 PEPs との取引に際し、厳格な取引時確認が必要になります。

個人である外国 PEPs とは、具体的には、以下の類型に該当する個人を指します。

(ア)	外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める以下に掲げる者並びにこれらの者であった者	
	a	我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
	b	我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職

	c	我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
	d	我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
	e	我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
	f	中央銀行の役員
	g	予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
(イ)	上記(ア)に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この（イ）において同じ）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう）	

_____年 _____月 _____日



氏名： _____

住所： _____

社内欄： _____



保存番号: _____